

象リスト」としてまとめ、当社の危険源／危険事象同定リストとして使用している。本リストの一部、「C 機械的危険源の基本形態」には、第6項として「噛み込み」を追記^注している。

※編者注：「噛み込み」の追記：元となるISOの危険源／危険事象リストは、機械に関するすべての危険源等を網羅しているとされ、一般的には追記すべき新たな危険源はないと考えられている。しかしある種の危険源は、元となる危険源リストの「押しつぶし、巻き込み、引き込み」という表現では若干ニュアンスに違いがあり、十分にイメージが掴めず見落とすおそれがあるため、現場の作業者にも馴染みやすい「噛み込み」という表現の危険源項目を追記し、危険源洗い出しに万全を期したものと理解できる。

【手順3】リスクの見積りと評価

リスクの見積りは、下表のとおり①「けがのひどさ」と、②「発生頻度」をそれぞれ4段階に区分し点数を割り付け、下の枠内の加算式で求めている。

$\text{リスクの見積り（点数）} = \text{①「けがのひどさ」} + \text{②「発生頻度」}$
--

①けがのひどさの区分と配点

けがの程度	点数	判 断 基 準	備 考
致 命 傷	10	・死亡災害 ・後遺障害等級1～3級 (永久労働不能／損失7500日)	労働能力の全損
重 傷	7	・入院を必要とし、全治1ヶ月以上 ・後遺障害等級4～10級	労働能力の比較的大きな喪失
中 等 傷	4	・入院を必要とし、全治1ヶ月未満 ・後遺障害等級11～14級	労働能力の一部の喪失
軽 傷	1	・入院を必要としない傷害	赤チン傷害を含む

*「けがの程度」の区分と「判断基準」の内容は、警察庁及び消防庁の定義を準用。なお、これらは、厚生労働省「労働者災害補償保険法施行規則」に基づいている。

*「中等傷」は消防庁の用語を引用。

②発生頻度の区分と配点

けがの発生頻度	点数	判 断 基 準
頻 繁	4	1回／日
時 々	3	1回／週
めったにない	2	1回／月
ほとんどない	1	1回／年